

山陽小野田市立厚狭小学校いじめ防止基本方針

令和2年4月

はじめに

いじめはいじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、絶対に許されない行為である。

本校においては、これまでもいじめ防止対策として、組織体制の構築をはじめ、児童が主体となる授業づくり、学校行事、体験活動を重視した人間関係づくり、毎学期の教育相談週間、定期的な生活アンケート実施等に取り組み、いじめは絶対に許されないという毅然とした姿勢で早期対応してきた。

しかしながら、近年、学校の内外において、いじめ並びに携帯やゲーム機等を使ったインターネット上のコミュニケーションに係る問題が発生している。

このように、「いじめはどの子にも、どの学校でも起こり得る」という認識の下、「未然防止」「早期発見」「早期対応」に「重大事態への対応」を加えたいじめ防止に向け、その取組の充実に努めたい。また、家庭、地域との協働や、いじめ対策委員会を中核とする組織的な対応、さらには、外部専門家や関係機関との連携を積極的に図ることにより本校のいじめ防止対策の実効性を高めたい。そして、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、ここに、「山陽小野田市立厚狭小学校いじめ防止基本方針」を定める。

1 いじめ防止対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（平成25年9月28日施行「法第2条」）

(2) いじめの判断

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、「いじめ対策委員会」が中心となり、いじめられた児童の立場に立って行う。

(3) いじめの具体的な様態

- ◇ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、傷つく言葉を言われる
- ◇ 仲間はずれ（集団による）無視をされる ならまれる
- ◇ 軽く体をぶつけられる 遊ぶ振りをして暴行を受ける
- ◇ 激しく暴行を受ける
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ◇ 嫌なこと・恥ずかしいこと・危険なこと・不名誉なこと等をするように強要される。
- ◇ パソコン、携帯、ゲーム機等のソーシャル・ネットワークキング・システム（SNS）での誹謗中傷等
- ◇ 持ち物に落書きをされる 壁や道路に中傷する言葉や名前を書かれる

2 いじめ防止等に係る基本的な考えかた

(1) いじめの防止

児童等は、いじめを行ってはならない。(法第4条)

いじめを防止するためには、人権教育や道徳教育、情報モラル教育等、健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進することが必要である。また、家庭や地域、関係機関との連携・協働の下に豊かな人間性と確かな学力等の生きる力を育む教育を行わなくてはならない。

(2) いじめの早期発見・早期解決

いじめは構造的に見えにくい一面があることから、児童生徒の些細な変容について、児童に関わるすべての教職員が状況を共有し、「背景にいじめがあるのではないか」との危機感を持ち、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、可能な限り早期のいじめの認知に努める。

いじめを認知した場合は、迅速かつ適切、丁寧な指導・支援を行う。児童生徒にとって一刻も早く安心で安全な学校生活となるよう、必要に応じて関係機関や専門家等と連携しながら、いじめが確実に解消されるまで、組織による粘り強い対応を行うとともに、解消後もきめ細かく見守り続ける。

いじめを発見したり通報を受けた場合には、担任が一人で事案を抱え込むことなく、学校として情報を共有するとともに、いじめ対策委員会を中核として全校体制でいじめの解決に取り組む。

(3) 家庭や地域との連携

児童を見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもとしっかりと関わり、悩みや相談を受け止める等の体制を構築するため、相談窓口等の周知、PTA や学校評議員等と積極的に連携を図る。

(4) 相談機関との連携

いじめ問題の対応においては、関係の児童生徒・保護者での解決を図るだけでなく、事案によっては、関係機関と速やかに適切な連携を図る。

平素から、市教委、警察、児童相談所、地方方法務局等と定期的に連絡協議する機会を設けるなど、情報共有と支援体制の更なる充実に努める。

3 いじめ防止のための対策に関する事項

(1) いじめ防止のための組織づくり

いじめ防止策の対策を計画的・組織的に行うため、取組を統轄する組織として、「いじめ対策委員会」を置き、既存の「生徒指導部会」を実働的な組織として活用する。この組織は各取組に対して評価・検証を行い、恒常的に改善に努める。

◇ いじめ対策委員会

年間2回の全委員により会議、学期毎の校内委員による取組状況検討会議、事案の発生時に必要に応じて開催する(委員による)緊急会議等

- ・ 構成…管理職、主査、保護者代表(PTA 会長)、学校評議員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、生徒指導主任、教育相談担当、学年主任、養護教諭 ※必要に応じて外部専門家と連携、協働する体制を構築する。

・役割

- ◇ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善
- ◇ いじめの相談・通報の窓口
- ◇ いじめの情報があったときの緊急会議の開催、迅速な情報の収集・集約、記録、共有、関係児童への事実確認の聴取、指導・支援体制と対応方針の決定及び保護者との連携等

◇ 生徒指導部会

定例会議（毎月一回）、事案発生時の緊急会議

- ・構成…管理職、主査、生徒指導主任、教育相談担当、学年代表、養護教諭

※必要に応じて、懸案事例に係る担任、学年主任を加える。

・役割

- ◇ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集・集約、記録、共有
- ◇ いじめ事案事案に対応した迅速な情報収集と共有及び関係児童生徒への事実関係の聴取と指導、保護者、関係機関等への連絡
- ◇ 学校行事、校内研修会等の企画・運営
- ◇ アンケート調査等の実施・結果の分析・対策の検討

(2) 人権が尊重された学校づくり

いじめは、著しく人権を侵害する行為につながる恐れがあり、いじめを受けた方はもちろん、した方も心に大きな傷を負う。何より未然防止に努めることが大切である。そのために、互いの人格を尊重した態度や言動ができるように、組織的・計画的に取り組む必要がある。また、児童一人一人の自己有用感を高め、お互いに認め合える風土を醸成していくことが大切である。そして、その土壌は学級経営で培われる。本校では、学級経営の充実を基盤として以下の事項を重点的に取り組む。

① 規範意識の醸成

- ・「あいさつ 掃除 廊下歩行 傾聴」の徹底

② 豊かな心を育む教育の推進

- ・道徳教育、人権教育の推進、「いじめ」の本質や構造の理解
- ・一人一人のよさや違いを認め合える学級風土づくり

③ 学び合いのある授業づくり…「すべての児童が参加、活躍できる授業」

- ・意見を発表し合える場の設定（言語活動の充実）

④ 学習規律の徹底

- ・正しい姿勢、聴き方、発表の仕方の指導

⑤ 学級集団づくり

- ・話し合い活動、学級会活動の充実 ・自己有用感を育てる活動の充実 ・AFPYの実践等

⑥ 社会体験、自然体験、交流体験の充実

- ・宿泊学習 勤労生産的学習 自然体験学習等の設定
- ・幼保小中連携学習 縦割り活動（掃除 クラブ 異学年交流学習等）の充実

⑦ 児童会活動の充実

- ・児童による学校行事の主体的な運営
- ・委員会活動の充実
- ⑧ 幼保小中の連携（教員の立場から）
 - ・情報交換、研修交流の推進
- ⑨ 教職員研修
 - ・児童理解（児童心理）の研修
 - ・人権の研修
 - ・学級経営の研修

4 いじめ防止のための具体的な取組

本校におけるいじめ防止等の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、別に示す「年間計画」により、「いじめ対策委員会」を中心として「未然防止」「早期発見」「早期対応」に向けた実効的な対策を行う。

いじめの未然防止

（1）生徒指導・教育相談体制の充実・強化

- ・ 教職員の資質能力の向上に向け、スクールカウンセラー等と連携しながら、積極的に事例研究や教育相談等のいじめ防止等に向けた校内教職員研修を開催する。
- すべての児童の能力を最大限に発揮できるよう、開発的な援助を行う教育相談体制の充実に努めるとともに、学校（学級）適応度を測る客観的アンケート調査（県教委作成 Fit 等）を行い、的確な児童理解に努める。
- ・ 幼保小中の切れ目のない支援体制を構築するため、幼保小中の連携を促進し、学校相互間の情報共有に努めるとともに、一貫したいじめ防止対策に取り組む。

（2）教育活動全体を通じた取組

- ・ 自ら考え、判断し、表現する学習活動を通して学び合い、学習内容を深めていくことができる授業づくりに努める。
- ・ すべての教育活動を通じて道徳教育を行い、児童の社会性や規範意識等の伸長を図り、一人一人の健全の成長が促されるように努める。
- ・ 児童が他者との協力の大切さを感じ、力を合わせて物事を成し遂げる喜びを体験できるように学級活動、学校行事、児童会活動、クラブ活動等において、内容や方法を工夫する。また、いじめの防止や解決に向けた児童の主体的な取組を指導・支援する。
- ・ 学校行事やボランティア活動、AFPY を活用した体験活動等に重点的に取り組み、思いやりの心や社会性を育む。
- ・ 委員会活動やクラブ活動においては、担当教員の指導の下、児童の能力・適性、興味・感心等に応じて、自ら課題を見つけて主体的に判断し、課題を解決する等の自己指導能力の育成を図る。

（3）家庭・地域との連携

- ・ 保護者との緊密な連携ができるように、日頃から信頼関係づくりに努める。
- ・ PTA、学校評議員、青少年健全育成協議会等の関係団体や教育委員会、児童相談所、警察等の関係機関と協議する機会を設け、いじめの問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組む。
- ・ 児童の校外生活について、日頃から地域の相談窓口や関係機関と連携を図り、学校を中心とした地域のネットワークの充実・強化に努める。

いじめの早期発見

(1) 校内指導体制の確立

- ・ 「背景にいじめがあるのではないか」という意識を常にもちながら、保護者と緊密に連携し、定期アンケート調査（QU アンケートを含む）や学期毎に教育相談に取り組むとともに、担任や同学年を中心として全教職員がきめ細かく児童を見守っていく体制をつくる。

(2) 家庭地域との連携

- ・ 学校へ寄せられる保護者や地域からの意見を課題把握に生かし、共に考え、児童生徒のためにいじめを解決して行く姿を示す。

いじめの早期対応

(1) 早期対応のための本校の体制

- ・ いじめを認知した場合は、担当教員が抱え込むことなく、速やかに情報の共有と事実関係（時・場所・人・態様等）の調査を行い、客観的な事実を基に、保護者と緊密に連携し、いじめ対策委員会を中核として、全校体制で解決に向けて取り組む。

(2) いじめへの対応

- ・ いじめられている児童を守り抜くとともに、いじている児童に対しては、懲戒も含めて毅然とした姿勢で対応する。
- ・ 学校内にいじめは許さないという雰囲気づくりに努めるとともに、周りではやしたてる児童や見て見ぬふりをする児童生徒に対しても、いじめを制止すか、あるいは教職員へ相談するよう指導する。
- ・ いじめられている児童の心のケア、いじている児童の内省を促す支援等、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部専門機関との連携を図る。
- ・ インターネットや携帯電話等のソーシャル・ネットワーキング・システム（SNS）でのいじめに対しては、いじめを受けた児童生徒からの申し出を精査する過程で、ネットへの書き込み等を印刷又は写真撮影しておくなど、記録をとる。
- ・ いじめられている児童の保護者との面談を速やかに設定し、教職員が保護者と一緒に考え、児童生徒のためにいじめを解決して行く。
- ・ いじている児童の保護者へ「いじめは絶対に許されない」との認識の下、いじめの解消に向けて取り組むことを伝えるとともに、児童のよりよい成長のために協力を依頼する。

(3) 地域・関係機関との連携

- ・ 日頃から開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域の積極的な協力を得る。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべき行為と認められる場合は、「やまぐち児童生徒サポートライン」（平成16年4月施行）による「学校から警察への連絡に関するガイドライン」（平成22年11月策定）に基づき、教育的配慮を行いながら、警察と連携した対応を図る。

5 重大事態への対応

重大事態とは

- いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる疑いがあると認めるとき（児童が自殺を企画した場合等）
- いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき（年間30日を目安とするが、児童が一定期間連続して欠席している場合は学校又は県教委の判断で重大事案と認識する。）（法第28条）
- ※ 児童やその保護者からいじめられている重大事態に至ったという申し立てがあったときには、重大事態が発生したものとして真摯に対応する。

何よりもいじめの未然防止に向けた取組が重要である。そのために、暴力行為や不登校がいじめによる重大事態にあたるか否かを、いじめ対策委員会において積極的に考えるとともに、速やかに市教委、県教委に報告し、指導助言を得ながら、前掲「早期対応」と同様にいじめられている児童の心身の安全確保を最優先にいじめの解決に向けて取り組む。

また、外部専門家等とも連携しながら、いじめ対策委員会を母体に調査委員会を設置し、迅速・的確かつ組織的に対応する。

なお、県教委が設置する専門家等の第三者からなる「いじめ問題調査委員会」による調査を行う場合もある。

6 家庭・地域・関係機関との連携

いじめ問題の解決に向けては、家庭・地域との緊密な連携・協働が重要であり、学校を家庭・地域に開かれたものにしていくため PTA 専門部に「いじめ対策部会」を設置するとともに、青少年健全育成協議会等の地域の関係団体にも協力を依頼し、学校基本方針の共通理解を図りながら、地域ぐるみで情報交換の促進と連携に努める。

また、児童・保護者の不安や悩み等を受け止めるとともに、地域との協働を図るため、本校の相談窓口や関係機関等の相談窓口の周知を図り、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な相談にも対応できる体制を整備する。

(1) 本校の相談窓口

山陽小野田市立厚狭小学校	代表	0836-72-0049
--------------	----	--------------

(2) 関係機関等の相談窓口

- | | |
|------------------------------|------------------------|
| ○ 山陽小野田市教育委員会 心の支援室 | 0836-82-1188 |
| ○ 子どもの人権110番（山口地方法務局） | 0120-007-110 |
| ○ いじめ110番（やまぐち総合教育支援センター） | 083-987-1202 |
| ○ サイバー犯罪対策室（山口県警本部） | 083-922-8983 |
| ○ ヤングテレホン・やまぐち（山口県警本部） | 0120-49-5150 |
| ○ ふれあい総合テレホン（やまぐち総合教育支援センター） | 083-987-1240 |
| ○ 山口県教育庁行政相談室（教育庁教育政策課） | 083-933-4531 |
| ○ ふれあいメール（やまぐち総合教育支援センター） | soudan@center.ysn21.jp |

令和2年度 山陽小野田市立厚狭小学校いじめ防止等に向けた年間計画

月	いじめ対策委員会	学校行事	保護者との連携	外部との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> ・全教職員による共通理解 ・特別支援教育研修 ・校内研修①（いじめ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式（1学年）4／8 ・PTA役員会 ・綱紀保持研修会①4／7 ・学校だより 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより ・HP更新 ・学校いじめ防止基本方針の通知 ・PTA総会 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者確認（警察等関係機関） ・学校運営協議会Ⅰ（4/16 木 17時～）
5	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修②（児童理解の会 情報共有、対応） 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全教室（4年） ・特別支援委員会 ・教育相談週間①（全校） ・綱紀保持研修会② 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全教室（警察） ・地域教育協議会Ⅰ ・学校運営協議会Ⅱ（5/21 木 17時～） ・綱紀保持委員会Ⅰ ・街頭補導
6	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修③（特別支援教育） 	<ul style="list-style-type: none"> ・綱紀保持研集会③ 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA役員会 ・学校だより 	<ul style="list-style-type: none"> ・補導会議
7	<ul style="list-style-type: none"> ・第一回いじめ対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・綱紀保持研修会④ 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者会（全校） ・学校だより 	<ul style="list-style-type: none"> ・該当補導
8	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修④（学級経営） 	<ul style="list-style-type: none"> ・綱紀保持研修会⑤（8/20 月） 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域教育協議会Ⅱ ・学校運営協議会Ⅲ ・街頭補導
9		<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行9/17木・18金 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより 	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭補導
10		<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊学習10/5月～ ・人権教育参観日10/22木 ・綱紀保持研修会⑥ 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止・根絶キャンペーン ・学校だより 	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭補導
11	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修⑤（児童理解の会 情報共有対応） 	<ul style="list-style-type: none"> ・友愛フェスタ11/18土 ・教育相談週間②（全校） ・綱紀保持研修会⑦ 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA役員会 ・学校だより 	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭補導
12	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修⑥（情報モラル） 	<ul style="list-style-type: none"> ・綱紀保持研修会⑧（講師招聘） ・QUアンケート③（全校） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価アンケート（P-trust）② ・保護者会 ・学校だより 	<ul style="list-style-type: none"> ・補導会議 ・街頭補導
1		<ul style="list-style-type: none"> ・綱紀保持研修会⑨ 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより 	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭補導
2	<ul style="list-style-type: none"> ・第二回いじめ対策委員会（今年度の取組状況の検討と次年度への提言） 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート②（全校） ・教育相談週間③（全校） ・綱紀保持研修会⑩ ・4年生2分の1成人式 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA役員会 ・学校評価アンケート ・学校だより 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域教育協議会Ⅲ ・学校運営協議会Ⅳ ・綱紀保持委員会Ⅱ ・街頭補導
3			<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより 	<ul style="list-style-type: none"> ・補導会議